

広域行政に関する調査研究報告書

－草津市の今後の方向性について－

2014年3月

草津市 草津未来研究所

要旨

地域の課題には、行政区域を超えて対応することにより解決できるものがある。草津市が位置する湖南地域においても同様である。本稿では、「広域行政」における草津市の今後の方向性について検討した。

広域行政とは、事務の共同処理を行う「広域連携」、「合併」および「道州制」も含めたものとしている。

地方自治法に基づく制度の主なものには、「機能的な協力」を行うものとして、①協議会、②機関等の共同設置、③事務の委託がある。また、「組織的な協力」を行うものとして、①一部事務組合と②広域連合がある。さらに、法に規定のない手法として、「定住自立圏」や地方公共団体間での民事上の委託契約および各種の連絡協議会などがある。これらの課題として、「迅速な意思決定が困難である」や「構成団体の意見が反映されにくい」ことが指摘されている。

草津市が構成団体である一部事務組合には、「湖南広域行政組合」、「滋賀県市町村交通災害共済組合」と「滋賀県市町村職員研修センター」があり、広域連合には「滋賀県後期高齢者医療広域連合」がある。また、2013年度に草津市が関係する初めての法に基づく協議会として、「琵琶湖流域下水道協議会」が新たに設置された。

道州制構想には、自由民主党と公明党が、「道州制推進基本法案(骨子案)」を国会(第186回国会(常会))へ提出するため、地方6団体(全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会)からヒヤリングを行うなどの調整が行われている。

このような状況の中で、草津市の広域行政についての基本的な考え方として、施策の目的を達成するために有効であり、効率性や経済性よりも住民の福祉の向上につながることを重視し、以下の3点に留意して取り組む必要がある。

- ① 広域連携については、できるものから取り組み、実績を積み重ねる。
- ② 道州制が導入された場合には、合併を検討しなければならない状況になる可能性がある。いつでも対応できるよう備えておく。
- ③ 現在提案されている道州制の区割り案では、滋賀県は道州の周辺に位置している。これは滋賀県内の自治体にとっては不利な条件である。この条件を克服できるよう道州制政府の仕組みを分権型にしなければならない。

目次

はじめに.....	1
第1章 広域行政の制度.....	2
1 広域行政とは.....	2
2 広域連携の制度.....	3
(1) 法に基づく協議会.....	4
(2) 機関等の共同設置.....	5
(3) 事務の委託.....	5
(4) 一部事務組合.....	6
(5) 広域連合.....	6
(6) 定住自立圏.....	7
3 市町村合併.....	8
4 道州制.....	9
(1) これまでの政府の検討経緯.....	9
(2) 経済団体の取り組み.....	13
(3) 各政党の取り組み.....	13
第2章 広域行政の現状と課題.....	15
1 全国の広域連携の現状と課題.....	15
(1) 現状.....	15
(2) 課題.....	17
2 草津市における広域連携の現状と課題.....	18
(1) 法に基づく広域連携.....	18
(2) 法に基づかない広域連携.....	21
(3) 課題.....	22
3 市町村合併の評価.....	23
4 道州制導入の課題.....	24

第3章 草津市の今後の方向性.....	27
1 広域連携について.....	27
(1) 基本的な考え方.....	27
(2) 広域連携の手法.....	27
(3) 今後広域連携が考えられる事務.....	29
2 道州制が導入された場合について.....	31
3 留意事項.....	32
おわりに.....	34
関係者一覧.....	35
参考文献.....	36
参考資料.....	41

はじめに

1993年、衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」から始まった地方分権改革は、2013年で20年が経過した。その間、各自治体においてさまざまな取り組みがなされてきた。また、1999年の篠山市の誕生から始まった平成の大合併は、「市町村合併特例新法」が期限切れとなる2010年3月末で一段落した。この合併により、1999年3月末には3,232あった市町村は、2010年3月末には1,727まで減少した。この合併により誕生した自治体は、新たな自治の単位にあった行政運営を進めると同時に、住民自治の充実に努めている最中である。このような状況の中で、近年「道州制」や「大都市制度」についての議論が盛んになり、全国の自治体は将来に向けた取り組みについて、新たな課題を突きつけられている。

一方で、自治体の各現場では、行政区域を超えて取り組まなければならない課題や高度な専門知識が必要となる課題が多くなり、自治体間の多様な連携が求められている。この調査研究は、このような時期であることを念頭に、草津市の今後の「広域行政」をどのように進めていくべきか検討した。

具体的には、「広域行政に関する研究会」を設置し、広域連携について制度の整理を行い、全国と草津市の現状と課題を明らかにしたうえで、今後広域連携が考えられる事務について検討した。また、近年多くの政党や団体から多くの提案がなされている「道州制」の内容を調べ、将来の環境変化に備え、草津市があらかじめ考えておかなければならないことについて提言した。

なお、この調査研究は、草津市が今年度から取り組んでいる「第2次草津市行政システム改革推進計画」において、「道州制や大都市制度を含めた広域連携についての調査研究」を行うことが位置づけられていることから、今後、広域連携での取り組みを検討すべき事務について具体的に検討した。